

当財団は 2018 年 8 月 1 日に内閣総理大臣の認定を受けた公益財団法人です。

当財団に対する寄付金及び会費は、法人税法 37 条第 4 項に規定する特定公益増進法人に対する寄付金に該当します。特定公益増進法人に対する寄付金には、一般の寄付金の損金算入限度額に加えて、別枠の損金算入限度額が設けられています。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

$$\frac{(\text{所得金額} \times 6.25\% + \text{資本金等の金額} \times 0.375\%)}{2}$$

※一般の寄付金の損金算入限度額

$$\frac{(\text{所得金額} \times 2.5\% + \text{資本金等の金額} \times 0.25\%)}{4}$$